

# 平成19年の所得が減って所得税がかからなくなった方は、確認を！市・県民税(住民税)が還付される場合があります

税源移譲では、ほとんどの方は、平成19年度の市・県民税で増えた税負担が、平成19年分の所得税で減りますので、原則として負担増はありません。

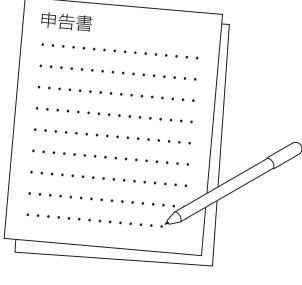
しかし、平成18年分の所得に比べて平成19年分の所得が激減し、所得税がかからなくなった場合については、平成18年分の所得に対して課税される平成19年度の市・県民税で負担が増えただけになります。

こうした方を対象に、平成20年度のみの経過措置として、すでに納付済みの平成19年度の市・県民税（所得割）額から、税源移譲により増額となった市・県民税を還付します。

こうした還付を受けるためには、申告が必要となります。

## 対象者 ①と②を満たす方

- ① 平成19年度個人市・県民税の課税総所得金額（申告分離課税分を除く）> 所得税との人的控除額の差の合計額  
② 平成20年度個人市・県民税の課税総所得金額（申告分離課税分を含む）≤ 所得税との人的控除額の差の合計額



		人的控除額の差	(参考) 人的控除額	
			所得税	市・県民税
障害者控除	普通	1万円	27万円	26万円
	特別	10万円	40万円	30万円
寡婦控除	一般	1万円	27万円	26万円
	特例加算	4万円	8万円	4万円
寡夫控除		1万円	27万円	26万円
勤労学生控除		1万円	27万円	26万円
配偶者控除	一般	5万円	38万円	33万円
	老人	10万円	48万円	38万円
扶養控除	一般	5万円	38万円	33万円
	特定	18万円	63万円	45万円
	老人	10万円	48万円	38万円
	同居老親	13万円	58万円	45万円
同居特別障害者加算		12万円	35万円	23万円
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円	38万円	33万円
	40万円超45万円未満	3万円	36万円	33万円
基礎控除		5万円	38万円	33万円

**計算方法** 平成19年度市・県民税額（調整控除後）－平成19年度市・県民税額（税源移譲前の算出税額）＝平成19年度市・県民税から差し引く金額

**申告方法** 7月1日～7月31日の1か月の間に、平成19年度市・県民税の課税市区町村に、「市町村民税 道府県民税 減額申告書」を提出してください。

## ご注意ください!!

- 「市町村民税 道府県民税 減額申告書」は、「確定申告書」や「市民税・県民税申告書」とは別の様式です。
- 平成19年1月1日以降にいなべ市へ転入された方は、基本的に以前の住所地で申告となりますので、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

本年度に該当する可能性のある方のうち、市で把握できた方には、6月下旬に「平成19年度分減額申告書」を送付します（転入などで、市で把握できない場合があります）。

## 住民税の住宅ローン控除の申請をお忘れですか？

昨年のLink12月号に掲載された「所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方」に該当し、控除の適用を受ける方で申請されてない方は早急に申請してください。詳しくはLink12月号をご覧ください。

なお、申請書は自動計算表（EXCEL）が、市ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

市ホームページ → ダウンロード → 課税課 → 控除申告書作成ツール（該当するものを選択）

ご不明な点は、右記へお問い合わせください。

問員弁庁舎 課税課 T74-5830 F74-5859